

平成25年 第7回大分市教育委員会会議録

1. 日 時 平成25年7月30日(火)

午後3時44分～午後5時40分

2. 場 所 大分市役所議会棟3階 第5委員会室

3. 出席委員 一番委員 足立 一馬

二番委員 大久保 真理子

三番委員 角山 光邦

四番委員 高橋 英子

五番委員 小林 達也

4. 出席事務局職員

教育部長 玉衛 隆見 教育部教育監 三浦 享二

次長兼教育総務課長 房前 武男 次長兼教育企画課長 奈須 寿郎

次長兼教育指導課長 江藤 郁 次長兼生涯学習課長 倉原 洋

次長兼人権・同和教育課長 藤澤 淳一 美術館副館長兼美術振興課長 増田 真由美

学校施設課長 後藤 康人 スポーツ・健康教育課長 薬師寺 和美

青少年課長 有馬 徹 文化財課長 塔鼻 光司

教育総務課参事補 糸長 隆

5. 書記

教育総務課参事補 足立 秀雄 教育総務課主査 水田 寿憲

教育総務課主任 谷矢 啓良

6. 傍聴人 なし

7. 議 題

(1) 議案審議

(教議第40号) 平成25年度大分市緊急採用奨学生の決定について

(教議第41号) 県費負担教職員の処分について

(教議第42号) 県費負担教職員の処分について

(教議第43号) 県費負担教職員の処分について

(教議第44号) 県費負担教職員の処分について

(教議第45号) 県費負担教職員の処分について

(教議第46号) 県費負担教職員の処分について

(教議第47号) 県費負担教職員の処分について

(教報議第12号) 平成25年度行政評価・実施計画について

(教議第48号) 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について

(教議第49号) 平成26年度使用教科用図書採択について

(教議第50号) 大分市情報学習センター条例施行規則の一部改正について

(教議第51号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

## (2) 報告事項

① 大分市立小中学校適正配置基本計画について

② 大分市関崎海星館の指定管理者の募集について

③ 大分市情報学習センターの指定管理者の募集について

④ ホルトホール大分内新市民図書館の開館について

⑤ 平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

## 8. 会議の概要

委員長 ただいまより、平成25年第7回大分市教育委員会を開会いたします。  
(午後 3 時 44 分開会)

委員長 会議に先立ち署名委員を1番委員、2番委員にお願いします。

それでは、議案審議に入ります。教議第40号「平成25年度大分市緊急採用奨学生決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

委員 委員長、教議第40号並びに教議第41号から教議第47号及び教報議第12号を審議するにあたり、発議があります。

委員長 許可します。

委員 教議第40号「平成25年度大分市緊急採用奨学生決定について」は、個人情報保護の観点から、教議第41号から教議第47号「県費負担教職員の処分について」は、人事に関する案件であることから、また、教報議第12号「平成25年度行政評価・実施計画について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある

案件であり、本市教育委員会としましては、外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。

委員長

ただいま、委員から教議第40号、教議第41号から教議第47号及び教報議第12号の議案審議を秘密会とするとの発議が出されましたが、秘密会とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員

(挙手)

委員長

全委員賛成と認め、教議第40号、教議第41号から教議第47号及び教報議第12号の議案の審議は秘密会とします。

(審議の結果、教議第40号「平成25年度大分市緊急採用奨学生の決定について」、教議第41号から教議第47号「県費負担教職員の処分について」及び教報議第12号「平成25年度行政評価・実施計画について」は、原案のとおり決定及び承認する。)

委員長

それでは次に、教議第48号「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼

教議第48号「教育に関する事務の管理及び執行の状況について

教育企画課長

の点検及び評価について」ご説明申し上げます。

教議第41号「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の取組について」でございますが、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書を作成いたしたく本案を提出するものでございます。

では、これまでの経緯及び報告書の概要についてご説明いたします。

6月の教育委員会の際に、「報告書(案)」のうち第I章について、取組の改善点などを中心にご報告いたしましたので、本日は、まず、その後の経緯についてご報告申し上げます。この点検・評価の実施に当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされておりますことから、7月9日(火)に3名の学識経験者に、報告書第I章にある各施策の取組状況についてご説明す

るとともに、ご意見をいただきました。そのうえで、先般ご報告申し上げました第Ⅰ章の内容に第Ⅱ章「学識経験者による意見」を加え、「報告書（案）」をとりまとめたところでございます。

それでは、「報告書（案）」について概略を説明いたします。

まず、第Ⅰ章教育委員会の点検・評価のうち、「1 教育委員会の活動及び運営状況」につきましては、5ページから、教育委員会会議の開催状況及び審議状況、その他の活動状況等について掲載しております。そのうち、その他の活動状況につきましては、市長との意見交換会及び校長との教育懇談会、学校訪問、先進地視察などを掲載しております。

次に、「2 大分市教育ビジョンの点検・評価結果」につきましては、98の具体的な施策のうち、「計画どおり順調に進んでいる：A評価」は64施策、「概ね計画どおり進んでいる：B評価」は、33施策、「計画がやや遅れている：C評価」は、1施策、「計画が大幅に遅れている：D評価」は、0施策となっております。

C評価は、17ページの「子どもの健康や体力の増進」でございます。

「3 平成24年度教育部長の仕事宣言達成状況」につきましては、20の取組項目のうち、達成は、16項目、ほぼ達成が2項目、未達成は、2項目となっております。未達成は、37ページの「確かな学力の向上」と38ページの「健やかな体の育成」でございます。

C評価または、未達成の施策につきましては、今後とも取組の充実・改善に向け、鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、「第Ⅱ章 学識経験者による意見」についてでございますが、別府大学短期大学部の金子学長からは、「教育委員会活動において、市長との意見交換の場を設定していることは、大いに評価できる。一方では独立した機関としての教育委員会と市長との意見交換の内容についても報告書の中に書き込まれているとよかったとも思われる。」「昨年来、行事参加者の感想等も取り入れている。このことは市民の評価および事業効果についても類推できるので、この記述は

望ましいと考える。」といったご意見をいただいております。

大分県立看護科学大学の村嶋学長からは、「各種施策は単独で存在するものではなく、幼小児期からの子育てやその支援体制の整備状況と関連した問題である。子育て課題に着目し、抜本的対策に力を入れると相乗効果が生まれると期待される。」「評価の指標としては、プロセス評価の項目が圧倒的に多い。教育に関することは、どれだけ子どもたちが健全に育成されたか、即ち、アウトカム評価が重要である。」といったご意見をいただいております。

大分大学の山崎理事・副学長からは、「意欲的に教育委員活動に取り組んでいる点は評価すべきである。今後これらの活動の結果から、継続すべき事項と改善すべき事項等を整理したり、学校訪問や先進地視察等から得られた知見を活用したりするなどして、一層の教育委員会の活性化を図ることが重要である。」「評価結果に対する根拠がきちんと示されているといえる。今後この点を踏まえ、さらに「信頼性」のある評価をお願いしたい。」「『教育部長の仕事宣言』については、達成状況の説明もわかりやすく、市民に教育施策の進捗状況を理解していただくという視点からは有効であると考えられる。」といったご意見をいただいております。

3名の学識経験者からいただいたご意見につきましては、今年度の具体的な施策を進める際に生かしていくとともに、平成26年度の報告書作成に当たりましても、反映させてまいりたいと考えております。

なお、本案につきましては、本委員会でご審議をいただき、ご決定のうえは、後日、市議会に提出するとともに、ホームページなどを通じ市民に公表しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

委員

体力の向上については、もう少しがんばってもらわないといけないと思うんですが、今後の見通しなり、今後取り組むことがあれば教えてください。

スポーツ・健康教育課長 今年度は、特に大分っ子体力アップわくわく事業を行っており、各学校と調整をしながら、大分市は特に瞬発力が弱いということで、専門家を派遣して体力アップを図っています。また、大分県地域成人病検診センターの先生を招いて、体の動かし方について基本的なところを各学校に出向いて授業を行ない、運動の好きな子を増やす、体を動かすことが好きになるような授業を行なっています。

委員 富山に視察に行った時に、運動に関する項目を50から60項目くらいあげて、その項目をクリアできると評価してあげるような取り組みをしていました。一人ひとりが目標を持って、自分ができるようになったという実感が持てるような取り組みが必要ではないかと思います。

スポーツ・健康教育課長 ご提言ありがとうございます。前回もお話したことですが、例えばボールの投げ方を知らない子がいて、そのまま体力テストに臨むことがありましたが、テストを行う前に、授業でしっかり基本を教えるからテストを行うなどの工夫が必要だと思います。委員さんのお話を踏まえて、充実させていきたいと思っています。

委員 新体力テストの項目ですが、必要な項目があげられていると思うんですが、もっと自分の運動能力を伸ばすためには、もっといろんなことをしなければいけないと思うんですね。小学校6年間で、こういうところまで行けるようにという目標を整理したほうがいいんじゃないかと思います。それぞれの学校で取り組んでいるところもあるようですので、そういう取り組みが全体に広がっていくようにサポートしてもらえたらと思います。もうひとつは、中学校で部活動に専門の人を派遣する仕組みがあると思うんですが、小学校でも地域の中に、秀でた人がいると思いますので、そういう仕組みができるといいなと思います。

スポーツ・健康教育課長 小学生の場合は、スポーツ少年団活動があつて、学校の授業とは別に地域でやっていますし、総合型地域スポーツクラブは、年齢を問わず様々なスポーツをしています。その中でスキルのある人は学校の中に入って指導してくれたりする事例もあります。

委員 運動が得意でない子の能力が上がるような取り組みが必要だと思  
います。

スポーツ・健康教育課長 先ほど申し上げました、成人病検診センターの先生が行う体の動  
かし方の授業を受けた子のアンケートの中で、体の動かし方がよく  
分かったという回答も多くあります。

委員長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第48号は原案のとおり決定するこ  
とにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本議案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第49号「平成26年度使用教科用図書  
の採択について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼教育指導課長 教議第49号「平成26年度使用教科用図書の採択について」ご  
説明申し上げます。

本件は、平成26年度の小中学校及び特別支援学級で使用する教科用  
図書を採択しようとするものでございます。

本採択に当たりましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措  
置に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、本市教育委員会  
におきまして採択することとなっております。

また、採択された教科用図書は、「同法律施行令」により、「学校  
教育法附則」第9条の規定による教科用図書を除き、4年間同一の  
ものを使用することとなっております。

こうしたことを踏まえ、平成26年度に小学校で使用する教科用  
図書につきましては、平成22年度に採択替えをしておりますこと  
から、現在使用しております別紙「小学校用教科書一覧」にありま  
す教科用図書を、4年目として採択することになります。

次に、平成26年度に中学校で使用する教科用図書につきましては  
は、平成23年度に採択替えをしておりますことから、現在使用し

ております別紙「中学校用教科書一覧」にあります教科用図書を、  
3年目として採択することになります。

次に、小中学校の特別支援学級用の教科用図書につきましては、  
各学校における児童生徒の実態が異なりますことから、別添「一般  
図書一覧表」等から、それぞれの学校で当該児童生徒に適した教科  
用図書を選定し、使用することとなります。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定をいただこうとする  
ものでございます。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

委員                     4年間使わなければいけないということは、毎年審議する必要は  
ないんじゃないでしょうか。

次長兼  
教育指導課長           義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律14条で「義  
務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定め  
るところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教  
科用図書を採択するものとする。」となっており、4年間のうちに、  
教科書会社の状況により発行が止まる場合等があることから、毎年  
度採択するようになっています。

委員長                   他にご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   それでは採決いたします。教議第49号は原案のとおり決定するこ  
とにご異議ありませんか。

全委員                   (異議なしとの声)

委員長                   ご異議なしと認め、本議案は原案のとおり決定されました。

委員長                   それでは次に、教議第50号「大分市情報学習センター条例施行  
規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼  
生涯学習課長           教議第50号「大分市情報学習センター条例施行規則の一部改正  
について」ご説明申し上げます。

「大分市情報学習センター条例」の一部改正に基づき、今回、「大

分市情報学習センター条例施行規則」の一部を改正しようとするものでございます。

改正の理由としましては、指定管理者制度や貸館業務の導入等を可能にするため所要の措置を講じるものでございます。

指定管理者制度の関連条文は、第14条から第19条までで、公告や指定申請等の手続きや、指定管理者に関する規則の読み替え等を規定しております。

また、貸館業務の関連条文は、「電子情報処理組織（予約システム）による手続の特例」としまして第4条と第5条に、部屋の使用に伴う設備等の使用料を第6条に、減免について第7条に、それぞれ規定しております。

備品等の使用料については、別表で規定しております。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

全委員                   （なしとの声）

委員長                   それでは採決いたします。教議第50号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員                   （異議なしとの声）

委員長                   ご異議なしと認め、本議案は原案のとおり決定されました。

委員長                   それでは次に、教議第51号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼  
生涯学習課長           教議第51号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

本件は、現在委嘱及び任命しております鶴崎公民館、大南公民館、植田公民館、坂ノ市公民館、大在公民館の公民館運営審議会委員につきまして、平成25年7月31日で、委員の任期が満了することに伴い、平成25年8月1日付けで、新たな委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいたadaこうとするものでございます。

なお、委員の任期につきましては、平成27年7月31日までの

2年間でございます。

以上でございます。

委員長　　ご質問などありませんか。

委員　　大南公民館は学校長が入っていませんが、何か理由があるんでしょうか。

次長兼  
生涯学習課長　　公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、学識経験のあるもの、地域の関係者のうちから教育委員会が委嘱することになっていきますので、必ずしも学校長が委員にならないということではございません。

委員　　学校長が入ったほうが望ましいように思います。

次長兼　　要望としてお伝えいたします。

生涯学習課長

委員長　　他にご質問などありませんか。

全委員　　(なしとの声)

委員長　　それでは採決いたします。教議第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員　　(異議なしとの声)

委員長　　ご異議なしと認め、本議案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、報告事項の説明を求めます。

次長兼　　報告事項1点目「大分市立小中学校適正配置基本計画について」

教育企画課長　　ご報告申し上げます。

6月25日に開催されました第9回碩田中学校区適正配置地域協議会の概要につきましては、前回の教育委員会にてご報告いたしましたが、協議の概要を取りまとめました「地域協議会だより第9号」ができあがりしましたので、ご覧ください。

なお、第10回地域協議会が、本日、午後6時30分より大分文化会館にて開催されますので、協議の概要などにつきましては、次回教育委員会にてご報告申し上げます。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼  
生涯学習課長           報告事項2点目「大分市関崎海星館の指定管理者の募集について」ご報告申し上げます。

関崎海星館に係る指定管理予定者の選定につきましては、去る7月10日に、弁護士、公認会計士及び大学教授等6名の委員構成による「第1回大分市海星館指定管理者選定等委員会」を開催し、平成25年7月に改正されました「大分市指定管理者制度に関する新指針」の改正内容をふまえ、次期指定管理者を募集するための「仕様書」・「募集要項」等について審議していただきました。

その結果、①地場企業への配慮として、応募資格を市内の団体等に制限して公募を行い、②募集要項に“目標指数”を明記し、③次点候補者の設定を行うことといたしました。

今後のスケジュールとしましては、8月1日から募集要項を配布し、現地説明会を8月28日、申請書の受付を9月13日～27日までに行い、10月11日に第2回選定等委員会を開催し、次期指定管理予定者を選定いたします。

その結果につきましては、10月定例の本委員会にてご審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

委員                    目標指数を決めて、達成できなかった場合はどうなるのでしょうか。管理運営状況がよければ加点されるが、目標指標を下回った場合はマイナスの評価にはならないのでしょうか。

次長兼  
生涯学習課長           毎年モニタリング調査をしながら進めていきますが、目標が達成できていない場合は、指導することができます。特に、選考の際にマイナスの評価を行うということにはなりません。管理運営業者が、次回の指定管理者として選考されるときに、目標指数の達成状況に応じて加点ができ、優遇措置ができる仕組みとなっています。

委員長 他にご質問はありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼 生涯学習課長 報告事項3点目「大分市情報学習センターの指定管理者の募集について」ご報告申し上げます。

情報学習センターに係る指定管理予定者の選定につきましては、去る7月17日に、弁護士、公認会計士及び大学教授等6名の委員構成による「第1回大分市情報学習センター指定管理予定者選定等委員会」を情報学習センターで開催し、平成25年7月に改正されました「大分市指定管理者制度に関する新指針」の改正内容をふまえ、次期指定管理者を募集するための「仕様書」・「募集要項」等について審議していただきました。

その結果、①地場企業への配慮として、応募資格を市内の団体等に制限して公募を行い、②募集要項に“目標指数”を明記し、③次点候補者の設定を行うことといたしました。

また、「情報モラル向上に資する事業を実施するところが受けていただくことが望ましい。」等のご意見をいただいたところでございます。

今後の予定につきましては、8月1日から募集要項を配布し、現地説明会を8月29日、申請書の受付を9月13日から27日までに行い、10月4日に第2回選定等委員会を開催し、次期指定管理予定者を選定いたします。

その結果につきましては、10月定例の本委員会にてご審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼 生涯学習課長 報告事項4点目「ホルトホール大分内新市民図書館の開館について」ご報告申し上げます。

今月20日、ホルトホール大分内に新市民図書館が開館し、10日あまりが経過しました。これまでの入館者数等の状況につきましては、開館から1週間が経過した27日現在の累計で、入館者数が44,007人、貸出者数が7,032人、貸出冊数が27,424冊であり、コンパルホール分館の数値を合計すると、2館で入館者数が53,355人、貸出者数が9,376人、貸出冊数が35,859冊となっております。

昨年度の同期間の数値は、入館者数が12,400人、貸出者数が3,655人、貸出冊数が12,475冊でありましたので、入館者数で約4.3倍、貸出者数で約2.6倍、貸出冊数で約2.9倍となっております。

この数値からみましても、コンパルホール分館も含めて、新しく生まれ変わった市民図書館に対する市民の期待と関心の高さが伺えると思っております。

今後とも、読書に親しみやすい環境を整備し、本市の読書水準の向上に努めてまいります。併せて、ホルトホール大分内の各施設と連携し、生涯学習支援型・課題解決型の図書館の実現を図るとともに、市民協働の図書館づくりをより一層進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

それでは、次の報告事項の説明を求めます。

青少年課長

報告事項5点目「平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について」ご報告申し上げます。

平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果についてであります。本調査は、文部科学省が毎年行っております全国調査であり、例年であれば、5月中に市内の集計は終わっているのですが、いじめの調査内容について、若干変更がありましたので、調査が約1ヶ月ずれこんでしまいました。先月末に市

内の集計が終わり県教委へ提出いたしましたので、その概要について説明いたします。

まず、暴力行為の状況でございますが、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4つをまとめて暴力行為としております。昨年度は、中学校の27件となっております。このうちの1件は敷戸での傷害致死事件が含まれておりますが、平成20年度までは、40件を超えていましたので、ここ数年に関しては、学校現場は比較的落ち着いた状況であるということが言えると思います。

次に、いじめの状況でございますが、昨年度の認知件数は、小学校472件、中学校397件の合計869件となっており、昨年の大津市での事件が本市においても少なからず影響を及ぼしているものと思います。

次に、学年別認知件数については、例年であれば、学年が上がるに連れて増加し、中学1年でピークを迎え、その後減少していきませんが、昨年度は、小学校3年生で急激に増加しており、これまでとは違った傾向を示しておりました。

次に、不登校児童生徒数及び学年別内訳でございますが、小学校は99名と2年連続して減少しておりますが、中学校では463名と増加しております。

また、不登校児童生徒の1000人あたりの出現率でございますが、小学校においては0.37で268人に1人、中学校については3.61で28人に1人という割合でございます。

次に、中1不登校の変化についてでございますが、小学校6年生が中学1年生になった時にどれだけ増えているかをわかりやすく表にしたものであります。これは、中学での不登校が3倍から4倍に増えると言う、いわゆる中1ギャップの一部を示すものでございますが、23年度と24年度に関しては、2年続けて増加率が2倍台となっております。これは、本市で推進しております小中一貫教育や、小中連携支援シートの活用等、中1不登校の未然防止に向けた取組の成果が徐々に現れはじめているのではないかと考えていると

ころでございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

委員

スクールソーシャルワーカーさんの働きが大きいと思いますので、  
そういう視点からの分析をしてもらえたらと思います。

委員長

他にご質問はありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

他に何かありませんか。

次長兼

次回の教育委員会及び9月の教育委員会の日程につきまして調整

教育総務課長

をお願いいたします。

次回の教育委員会は、8月29日(木)午後3時00分～ 第5  
委員会室をお願いいたします。

9月の教育委員会は、10月2日(水)午後3時45分～ でお  
願いいたします。

なお、この日の教育委員会開催前に、午後2時から学校長との教  
育懇談会を開催いたしたいと考えておりますので、よろしくお願  
いいたします。

また、8月22日(木)及び翌23日(金)にかけまして、鹿児  
島市城山観光ホテルにて平成25年度九州地区市町村教育委員会連  
合会総会及び研修大会の開催予定となっておりますので、皆様のご  
出席をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

他に何かありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 5 時 40 分 閉会)